

仕様書

1 全般事項

1.1 件名

ワークフローシステムミドルウェアの保守業務

1.2 数量

一式

1.3 目的

平成30年度に導入し、令和6年度にAzure上仮想サーバへ移行した「ワークフローシステム」のうち、ミドルウェアについて保守運用管理業務を行うとともに、ミドルウェアの保守（アップデート）について実施手順を確立しアップデートを行う。

1.4 業務期間

令和7年12月1日 ~ 令和8年3月31日

1.5 履行場所

(1) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 本部

千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

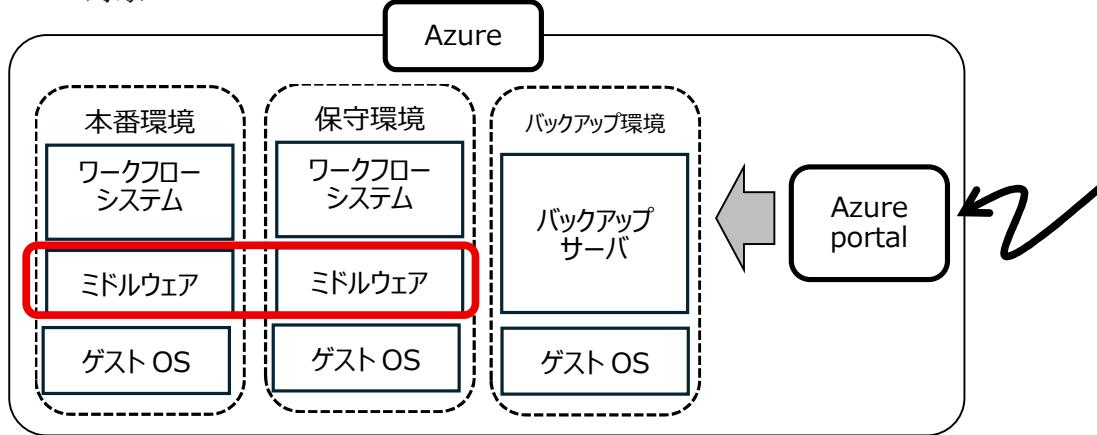
(2) 受注者作業場所

1.6 必要な能力・資格等

受注者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 受注者は、ISMS (ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001)認証を取得していること。また、適用範囲にシステム開発サービス、システム構築・運用サービス等の内容が含まれていること。なお、業務期間終了までに同認証の有効期間が満了する場合は、同認証を更新する旨を示した書類等を契約時に提出すること。
- (2) 受注者は、接続端末数が1000台を超える規模のコンピュータネットワークシステムの設計構築又は運用管理を行った経験を有すること。
- (3) 受注者は、本件で保守するシステムと同様又は類似したシステムの設計構築又は運用管理を行った経験を有すること。

1.7 対象



- ・本番環境、保守環境におけるワークフローシステムを動作させるのに必要な以下
ミドルウェア。

No.	システム名称	内訳
1	ワークフローシステム	仮想サーバ (本番環境・保守環境) WindowsServer2022 Standard SQL Server2022 Standard 楽々WorkflowII (基本ライセンス、プラグイン開発オプション、 データ連携オプション、マスタメンテナンスオプション、 楽々Framework3 実行ライセンス) ESET PROTECT Essential オンプレミス
2	バックアップサーバ	仮想サーバ WindowsServer2022 Standard ActiveImage Protector 2022 Cloud ESET PROTECT Essential オンプレミス
3	ミドルウェア	Webサーバーソフトウェア ApacheHTTPServer Webアプリケーションサーバ ApacheTomcat データベース Microsoft SQLServer 2022 Standard (英語版) データベース管理ツール Microsoft SQLServer Management Studio v20.0 (英語版) JavaDevelopmentKit Amazon Corretto

※1 上記システム環境の維持のためにメーカサポート・ライセンスの更新が必要となる場合は本業務の範囲に含むこと。

※2 その他アップデートに必要となるファイル等は受注者が用意すること。

2 保守業務

2.1 業務条件等

- (1) 本業務は、別途実施している「ワークフローシステムの保守業務」と連携しての実施を前提とする。
- (2) 業務を円滑に実現するための電話、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制を整備すること。
- (3) 本保守業務の遂行に当たり、受注者に保守用のAzureアカウントを発行する。受注者は所定のアカウント発行申請手続を行うこと。アカウントについては本契約終了後削除する。
- (4) 定常保守については、Azure Bastionにてリモート接続して実施すること。
 - ・スマホアプリによる多要素認証（ソフトウェアトークン）を行うこと。
 - ・仮想マシンへのログインはAzurePortal内からリモート接続を行うこと。
- (5) リモート接続で解決できない事象は現地対応とするが、原則として、受注者が所有する機器を当機構ネットワークへ接続することは認めない。この場合、本業務の遂行には当機構が保有する機器を利用すること。
- (6) 本業務の現地対応時に必要な光熱費・通信費は、当機構の負担とする。リモート接続に必要な光熱費・通信費は受注者の負担とする。
- (7) 業務遂行上、受注者が被った損害は、当機構の原因により生じた損害を除き、当機構は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 本業務で作成された著作物（マニュアル、コンピュータプログラム等）の所有権は、当機構に帰属するものとする。
- (9) 本業務の遂行に際して情報セキュリティインシデントが発生した場合及び情報セキュリティインシデントの可能性が判明した場合、速やかに当機構担当者に連絡するとともに、被害拡大防止策の実施、原因調査、復旧作業等を行うこと。
- (10) 本業務を遂行する業務担当者は当機構との協議においては日本語の使用を原則とすること。
- (11) 当機構担当者が業務担当者について、明らかに本件の仕様書で定める要件を満たせないと判断した場合には、受注者は速やかに業務担当者の交代に応じること。

2.2 ワークフローシステムミドルウェアの保守業務

- (1) ミドルウェアの健全性/脆弱性対応を目的とした、アップデートを実施する。実施に当たり、テスト環境（保守環境）で十分な検証を行い、手順を確立したのち、本番環境でアップデートを実施すること。
- (2) 作業実施に当たり、当機構担当者と意識合わせを行い、作業内容に齟齬がないように行うこと。
- (3) 上記作業に関連し、アップデート後のミドルウェアに関する問合せサポートを行う

こと。

- (4) アップデート作業終了後、「作業報告書」として文書にまとめ、提出すること。

2.3 技術支援

- (1) 当機構担当者の要請に応じて技術支援（問合せ対応、情報提供）を行うこと。必要に応じて製造元サポートセンター等への問合せを行うこと。
- (2) 作業終了後、「作業報告書」として文書にまとめ、提出すること。

3 提出書類・検査等

3.1 提出書類

下記の書類を提出すること。提出する媒体は紙媒体1部及び電子媒体1部とする。

- (1) 業務体制書（業務開始日までに提出）
- (2) 作業報告書（アップデート作業完了後速やかに）
- (3) 作業報告書（技術支援作業完了後速やかに）

3.2 検査

当機構職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。なお、指摘があった場合は、当機構職員の指示に従い適切な処置を施すこと。

3.3 その他

- (1) 受注者は、当機構の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (2) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (3) 受注者は、本件で取得した当機構の情報を、当機構の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (4) 本件の履行に当たり、受注者は従業員その他の者によって、ワークフローシステムその他当機構のシステムに当機構が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (5) 受注者は、本件の検査合格した日を起算日として1年間、作業結果に対する契約不適合責任を負うものとする。その期間内において契約不適合責任があることが判明した場合には、その契約不適合責任が当機構の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかつたときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正作業等を行い、指定された日時までに作業を完了させ、作業報告書を再度提出するものとする。
- (6) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。

受注者は、これらの要求に応じること。

- (7) 受注者は、当機構から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (8) 本件を実施するために必要な当機構の情報は、本件の契約後、受注者が当機構に守秘義務の誓約書を提出した後に、当機構が定めた方法により開示する。
- (9) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、当機構の許可なく機構外に持ち出してはならない。
- (10) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (11) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当機構に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当機構に対し全ての責任を負うこと。
- (12) 本件においてグリーン購入法に適合する環境物品が発生する場合は、原則として、それを採用すること。
- (13) 仕様書上で疑義が生じた場合は、当機構担当者と協議の上決定するものとする。

以上

(要求者)

部課名 総務部総務課

氏名 関 裕人

選定理由書

1. 件名	ワークフローシステムミドルウェアの保守業務
2. 選定事業者名	株式会社 NESI
3. 目的・概要等	平成 30 年度に導入し、令和 6 年度に Azure 上仮想サーバへ移行した「ワークフローシステム」のうちミドルウェアについて保守運用管理業務を行うとともに、ミドルウェアのアップデートについて実施手順を確立しアップデートを行う。
4. 希望する適用条項	契約事務取扱細則第 29 条第 1 項第 1 号ワ (電算システムのプログラムの改良若しくは保守であって、互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるとき、又は、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき。)
5. 選定理由	ワークフローシステム（文書決裁システム）は、平成 30 年度に株式会社 NESI（以下「NESI」という。）が受注し、構築・導入したものであり、以後現在までサーバを含めた保守を NESI が受注している。 しかし、令和 6 年度に当該システムのサーバを Azure 上の仮想サーバに移設した際、導入以降現在までの保守契約にサーバ内のミドルウェア保守が含まれておらず、構築時からアップデートされていない状況であることが判明した。 使用しているミドルウェアの中には脆弱性が判明しているものもあり、早急にミドルウェアのアップデート（手順の確立を含む。）及びミドルウェアの保守を開始する必要がある。 本件の対象となるミドルウェアは、現在の保守契約の対象となっているワークフローシステムの一部を構成しており、相互に強い関連を有するものであることから、現在のワークフローシステムの保守業務を受注している NESI に契約相手方が限られるものである。